

八王子市
「臨時学生等雇用促進奨励金」
交付申込(申請)の手引

令和2年(2020年)9月改正



1 事業の概要

◆本事業はどのような制度ですか？

市内の企業等（事業者）が、学生や若者（15歳～39歳）を令和2年（2020年）7月1日以降に新たに雇用（従業員を増員）する場合に、その賃金相当額を一定期間助成することで、事業者の新型コロナウイルス感染症への対応等への要員の確保支援を図るものです。また併せて、学生の修学の継続、若者の生活の安定及び地域経済の活力の維持増大を図ることを目的としています。

◆どのような事業者が対象となりますか？

市内に本社や事業所を有する企業のほか、市内に事務所を置く公益法人、社会福祉法人等の法人格を取得している各種団体が対象です。また、個人で事業を営む方（個人事業者）も対象となります。

◆「学生」や「若者」に条件はありますか？

「学生」は、大学（大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校、各種学校のいずれかに在籍し、市内に居住する満18歳以上（高校生を除く）の方です。

また、「若者」は、市内に居住し、令和2年（2020年）4月1日現在、満15歳（中学生を除く）以上満39歳以下の方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に困窮している方です。

◆奨励金の額はいくらですか？

被雇用者（学生・若者）1名につき、月額5万円（5万円を下回る場合はその額）を上限に最大6ヶ月分まで支給します。

ただし、事業者が令和2年（2020年）7月1日以降に新たに雇用した方に、令和3年（2021年）2月末日までに支払った賃金相当額の範囲で支給します。

（1事業者につき10名分を限度とします。）

◆本事業の申込時期(期限)はいつですか？

令和2年（2020年）8月31日（月）までです。

「事前申込書」を記載のうえ、必要書類を添えて郵送してください。

◆奨励金は、いつ支払われますか？

奨励金の支払いは、令和2年（2020年）7月から9月までに被雇用者へ支払った賃金相当額分は11月上旬、10月から12月までに被雇用者へ支払った賃金相当額分は令和3年（2021年）2月上旬、1月及び2月に被雇用者へ支払った賃金相当額分は4月上旬をそれぞれ予定しています。

2 奨励金交付の要件等

■ 奨励金の交付の対象となる企業等(事業者)の要件

- 八王子市内に本社又は事業所を有する企業、若しくは事業所が八王子市にあり、八王子市の個人市民税を課税されている個人事業者
- 八王子市内に主たる事務所又は事業所を有し、法人格を取得している各種団体

■ 雇用の対象となる「学生」及び「若者」の要件

「学生」は、下記のすべてに該当する方です。

- 八王子市内に居住している方
- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学（大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する者
- 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在で満 18 歳以上である方
- 常勤の職についていない方

「若者」は、下記のすべてに該当する方です。（上記学生を除く）

- 八王子市内に居住している方
- 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在、満 15 歳（中学生を除く）から満 39 歳までの方
- 常勤の職についていない方
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和 2 年 4 月以降の生活に下記のいずれかの理由をもって困窮している方
 - ・勤務先の休業又は業務縮小等により収入が減少した方
 - ・雇い止めなどにより派遣・雇用契約が終了した方
 - ・会社都合により離職した方
 - ・就職の内定が取り消された方
 - ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う企業・団体等の採用活動の縮小等により、求職活動が続いている方
 - ・教育機関（高等学校、大学、専門学校等）を退学した方

■ 奨励金の額

奨励金の額は、雇用契約 1 件（1 人）あたり月額 50,000 円を上限とし、6 ヶ月分を限度とする額です。なお、事業者が令和 2 年 7 月 1 日以降に新たに雇用した方に令和 3 年 2 月末日までに支払った賃金相当額の範囲内で支給します。（1 事業者につき 10 人を限度とします。）

■ 交付の方法

奨励金は、指定の口座へお振込みします。

3 申込手順等

(1) 申し込みから交付までの流れ

①「事前申込書」の提出

この奨励金を活用して、新たに学生・若者を雇用する場合には、はじめに「八王子市臨時学生等雇用促進奨励金事前申込書」（第1号様式）を市長へ提出します。

<添付書類>

- ・八王子市臨時学生等雇用促進奨励金雇用計画書（第2号様式）
- ・事業者が存在していることの証明書類
 - ※会社・法人にあっては履歴事項全部証明書若しくはその写し
 - ※個人にあっては個人事業の開業届出書の写し
- ・市税の滞納がないことの証明書類（いずれも2019年度（令和元年度）のもの）
 - ※会社・法人の場合は、法人市民税納税証明書及び固定資産税・都市計画税納税証明書
 - ※個人事業者の場合は、個人市民税納税証明書及び事業に供する資産に関する固定資産税・都市計画税納税証明書

<提出期日>

事前申込書は、令和2年（2020年）8月31日（月）までに、郵送で提出してください。（当日消印有効）

※既に提出した事前申込書の雇用計画人数及び計画書の雇用期間にそれぞれ変更が生じた場合は、八王子市臨時学生等雇用促進奨励金事前申込内容変更届出書（第4号様式）により、届け出てください。

なお、雇用計画人数の増員又は雇用期間の延長にかかる変更の届出ができるのは、令和2年（2020年）9月30日（水）までです。

②「交付予定者」の決定

市長は、事前申込書を受け付け、要件等を審査し適当と認めた場合には、当該事業者を奨励金の「交付予定者」として決定し、通知します。

③「交付申請書」の提出

事業者は、雇用した学生・若者（被雇用者）への賃金の支払い後、八王子市臨時学生等雇用促進奨励金交付申請書（第6号様式）を市長に提出します。

<添付書類>

- ・八王子市臨時学生等雇用促進奨励金実績報告書（第7号様式）
- ・雇用の事実がわかる書類（雇用契約書等の写し）
- ・支払った賃金がわかる書類（賃金台帳等の写し）
- ・個人情報提供承諾書（第8号様式）
- ・八王子市臨時学生等雇用促進奨励金支払金口座振替依頼書（第10号様式）
- ・振込口座の確認できる書類（通帳※表紙及び見開きのページ、キャッシュカードなど）

<提出期日>

- ・令和2年(2020年)7月1日から令和2年(2020年)9月30日までに支払った賃金が確定した場合 ⇒ **令和2年(2020年)10月15日**
 - ・令和2年(2020年)10月1日から令和2年(2020年)12月31日までに支払った賃金が確定した場合 ⇒ **令和3年(2021年)1月20日**
 - ・令和3年(2021年)1月1日から令和3年(2021年)2月28日までに支払った賃金が確定した場合 ⇒ **令和3年(2021年)3月15日**
- ※いずれも郵送で提出してください。

④「交付」の決定

市長は、申請書を受け付け、内容を審査し適当と認めた場合には、奨励金の「交付」を決定し、事業者には通知するとともに、奨励金を支払います。

(2) 必要書類と提出先等の一覧

提出書類	添付書類	提出期日
八王子市臨時学生等雇用促進奨励金事前申込書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none">・八王子市臨時学生等雇用促進奨励金雇用計画書(第2号様式)・事業者が存在していることの証明書類 ※会社・法人にあっては履歴事項全部証明書若しくはその写し ※個人にあっては開業届出書の写し・市税の滞納がないことの証明書類 ※会社・法人の場合は、法人市民税納税証明書及び固定資産税・都市計画税納税証明書 ※個人事業者の場合は、個人市民税納税証明書及び事業に供する資産に関する固定資産税・都市計画税納税証明書 (いずれも令和元年度(2019年度)分)	令和2年8月31日

<p>八王子市臨時学生等雇用促進奨励金事前申込内容変更届出書 (第4号様式)</p>	<p>変更内容に関する書類 ※雇用計画人数や雇用期間の変更の場合は、変更後の八王子市臨時学生等雇用促進奨励金雇用計画書(第2号様式)</p>	<p>変更内容が、雇用計画人数の増員又は雇用期間の延長の場合 ⇒令和2年9月30日 上記以外の場合 は、随時。</p>
<p>八王子市臨時学生等雇用促進奨励金交付申請書 (第6号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市臨時学生等雇用促進奨励金実績報告書(第7号様式) ・雇用の事実がわかる書類(雇用契約書等の写し) ・支払った賃金がかかる書類(賃金台帳等の写し) ・八王子市への個人情報提供承諾書(第8号様式) ・<u>八王子市臨時学生等雇用促進奨励金支払金口座振替依頼書(第10号様式)</u> ・<u>振込口座の確認ができる書類(通帳、キャッシュカード等の写し)</u> 	<p>原則として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月1日～令和2年9月30日 賃金支払分 ⇒令和2年10月15日 ・令和2年10月1日～令和2年12月31日 賃金支払分 ⇒令和3年1月20日 ・令和3年1月1日～令和3年2月28日 賃金支払分 ⇒令和3年3月15日
<p>提出先(郵送先)</p>		
<p>〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 「学園都市文化課 臨時学生等雇用促進奨励金担当」宛</p>		

【問合せ先】

学生を雇用する場合: 学園都市文化課 TEL042-620-7548 Fax042-626-0253
 若者を雇用する場合: 子どものしあわせ課 TEL042-620-7391 Fax042-627-7776
 (受付時間: 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜・祝日を除く)